



セカンドオピニオン

大原薬品工業株式会社

公表日：2021年9月28日

ポジティブインパクトファイナンス

ESG推進室

担当アナリスト：宇佐見剛

格付投資情報センター（R&I）は滋賀銀行が大原薬品工業に対して実施したポジティブインパクトファイナンスについて国連環境計画 金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF原則）に適合していることを確認した。

R&Iは別途、滋賀銀行のインパクトファイナンス実施体系がPIF原則に適合していることを確認している。今回のファイナンスに関して滋賀銀行の調査資料の閲覧と担当者への質問を実施し、実施体系の業務プロセスがPIF原則に準拠して適用されていることを確認した。

滋賀銀行が実施するインパクトファイナンスの概要は以下のとおり。

(1) 融資先

| | |
|------|--|
| 社名 | 大原薬品工業株式会社 |
| 所在地 | 滋賀県甲賀市 |
| 設立 | 1964年11月 |
| 資本金 | 27億7,080万円 |
| 事業内容 | オーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）、ジェネリック医薬品、原料医薬品の製造販売 |
| 売上高 | 192億1,075万円（2021年3月期） |
| 従業員数 | 464名／男性317名、女性147名（2021年3月31日現在） |

(2) インパクトの特定

滋賀銀行はこれまで実施してきた事業性評価から得られた融資先の外部環境と内部資源、経営理念と戦略などの認識を踏まえて、企業とその活動を支える様々な資本（資源や関係性）を統合的にとらえるロジックモデルを用いてインパクトを分析した。

滋賀銀行は融資先の事業活動と製品が各種資本に与える影響についてバリューチェーンを考慮して調べている。融資先が力を入れる小児がんや肝胆疾病の分野で有望な治療薬を新たに提供することは人的資本に質的にも量的にもよい変化をもたらす。また開発や販売を通じた医療現場や患者との関係の発展が社会・関係資本の価値を高めたり、研究の蓄積が知的資本の増大につながったりすれば、新薬を生み出す力もさらに強くなる。他方、一般に生産工程における過度の採取、排出は水資源、土壌、大気、生態系、一次資源などの自然資本を劣化させたり、気候変動や廃棄物の拡散につながったりする。滋賀銀行はこうした考察を経て「患者さまとその家族のQOL向上」をポジティブインパクトの増大を目指す領域のテーマ、「環境負荷の低減」をネガティブインパクトの緩和に取り組む領域のテーマ——として見いだした。

滋賀銀行はこのテーマ設定に関してUNEP FIが提供するインパクトレーダー（環境、社会、経済のすべてを包括する22のインパクトカテゴリ）と国際標準産業分類のマッピング表を参照し、医薬品製造業が影響を与えるインパクトカテゴリと上記の分析結果が整合していることを確認している。

社会が要請するインパクトの観点からは、環境省が策定した「インパクトファイナンスの基本的考え方」に示された日本国内のインパクトニーズマップを参照して、ニーズが特に高い領域に「健康・衛生」「大気」「資源効率・安全性」「気候」「廃棄物」のカテゴリがあることを確認している。さらに融資先が途上国における医薬品アクセスや健康水準の向上などのグローバルヘルスの課題解決に向けて現地企業と提携したナイジェリアについてインパクトニーズを調べている。前述のインパクトレーダーへのマッピングでポジ

株式会社格付投資情報センター

Copyright(C) 2021 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地テラススクエア（お問い合わせ） マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL 03-6273-7471
セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、適合以外の事柄につき意見を表明するのではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧ください。






ティブインパクトがあるとされる「健康・衛生」「雇用」「包括的で健全な経済」のカテゴリはSDGsの「3 すべての人に健康と福祉を」「6 安全な水とトイレを世界中に」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」へと関連付けられる。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が公表するSDG ダッシュボードのウェブサイトを参照した結果、いずれも当地において重要性が高いことを確認している。

滋賀銀行は以上の分析に基づき最終的にポジティブインパクトの増大を目指す領域のテーマに「患者さまとその家族のQOL向上」、ネガティブインパクトを適切に緩和する領域のテーマに「環境負荷の低減」——を特定した。ポジティブインパクトの意図はしがぎんSDGs宣言で社会の持続性へのインパクトが大きいものとして掲げている少子高齢化・人口減少の課題への対応と見てとれる。

(3)インパクトの評価

滋賀銀行は特定したインパクトの実現を測定できるようにインパクトの内容を整理して目標とKPIを設定した。

① 患者さまとその家族のQOL向上

| | | |
|-----------------------|---|---|
| インパクトの種類 | 社会的側面と経済的側面においてポジティブインパクトを増大 | |
| インパクトカテゴリ | 「健康・衛生」（日本、途上国）、「包括的で健全な経済」「雇用」（途上国） | |
| 関連するSDGs ¹ | (日本)  | (途上国)     |
| 内容・対応方針 | 小児がん、肝胆疾患を中心としたアンメットメディカルニーズへの挑戦 | |
| 目標とKPI | (i) 開発パイプラインの早期承認 KPI: 開発パイプラインの承認件数（開示） (ii) 途上国等におけるグローバルヘルス活動の推進 KPI: グローバルヘルス活動の取組状況（可能な限り概要を開示） 上記(i)は最終的な受益者の状態ではなく企業活動を測定するものだが、創薬事業の特性に鑑みてインパクトの発現を捉えられるものとして設定。(ii)は取り組みの初期段階にあることを考慮。 | |

② 環境負荷の低減

| | | |
|-----------------------|--|--|
| インパクトの種類 | 環境的側面においてネガティブインパクトを緩和 | |
| インパクトカテゴリ | 重点項目：「気候」「廃棄物」 その他：「水質」「大気」「資源効率・安全性」 | |
| 関連するSDGs ¹ | (重点項目)      | (その他)  |
| 内容・対応方針 | <ul style="list-style-type: none"> 「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき事業者行動計画書制度にて報告している計画に取り組む 廃棄物の適切な管理 | |
| 目標とKPI | 温室効果ガス排出量を原単位で前年比1%以上削減する KPI: 鳥居野工場 CO2 排出量実績/生産数量 (t-CO2/億錠) (年ベース) | |

(4)モニタリング

滋賀銀行は融資契約の期間において少なくとも年に1度、ポジティブインパクトの達成状況とネガティブインパクトの管理状況を確認する。開発パイプラインの状況などの公開情報の確認や日々の対話によってフォローアップする体制を整え、融資先にインパクトの実現を促していく。融資先はこれに対応するためにデータ収集など関係各部と連携してKPIをモニタリングし、可能な限り開示する予定である。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。